

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室¹⁸⁷)消費税 その34

免税事業者との 取引条件見直し等の留意点(その1)

Q. 先月号で免税事業者からの仕入れについては、経過措置(8割・5割仕入税額控除)が設けられていることを理解しました。しかし、制度を理解すると免税事業者とこれまでどおりの価格で取引を継続することに疑問を感じ、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討しています。見直しにあたり注意点・問題点があれば教えてください。

A. 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではありませんが、見直しに当たっては、「優越的地位の濫用」に該当する行為を行わないよう注意が必要です。

以下では、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある行為であるかについて、行為類型ごとにその考え方を示します。(注1)

(注1)以下において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

(参考1)優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の基本的な考え方は、「優越的地位の濫用に関

する独占禁止法上の考え方」(平成22年公正取引委員会)で示しているとおります。

1. 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

また、取引上優越した地位にある事業者(買手)からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い価格を設定した場合についても同様です。

2. 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先が免税事業者であることを理由に、商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

また、同様に、当該仕入先から受領した商品を返品することは、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該仕入先から受領した商品を返品する場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

3. 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当

該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、当該仕入先との間で明確になっておらず、当該仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該仕入先が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該仕入先に不利益を与えることとなる場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

その他、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、正当な理由がないのに、発注内容に含まれていない役務の提供その他経済上の利益の無償提供を要請することは、優越的地位の濫用として問題となります。

4. 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、当該仕入先が、それが事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5. 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、例えば、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6. 登録事業者となるような^{しょうよう}恣憑等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと

自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げの理由を書面、電子メール等で免税事業者回答することなく、取引価格を引き下げ場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です(上記1, 5等参照)

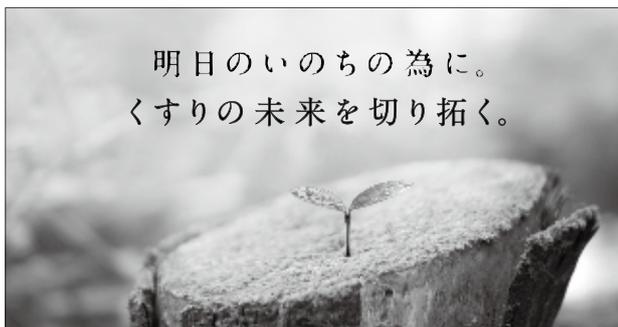
したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていただき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要があります。

※「下請法の規制の対象となるもの」や「建設業法の規制の対象となる場合」については、次号でお伝えします。

【参考】

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A[公正取引委員会]

(税制委員会: 忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿)
(監修: 関東信越税理士会 松本支部)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号



皆さん
こんにちは♪

税理士法人つばさ
松本市桐
公認会計士・税理士 大貫 心 氏

『あなたの想いを形にします』

今年2月に松本市桐で開業した税理士法人つばさでは、公認会計士や税理士をはじめとした経験

豊富なスタッフが、主に中信地域の法人・個人のクライアントに対して様々な経営相談や税務・会計業務に関するサービスを提供しております。いよいよ10月からインボイス制度がスタートし、電子帳簿保存法等への対応も各企業には求められますが、お客様が求めるサポートがしっかりできるよう当法人では全てのスタッフに研修を行い万全の準備をしています。

こちらで公認会計士・税理士としてご活躍されている大貫さんは高校時代に将来は会計の道へと進むことを決意しそれに役立つ大学へ進学。学びを深め見事最高峰の資格を取得されて以来15年の経験を積まれた会計・税務のプロフェッショナルです。そんな大貫さんに仕事のやりがいを伺うと、「企業や経営者の方々は資金繰りや事業承継など様々な悩みを抱えております。そうした問題を専門家として支え、解決し喜んでいただけた時は嬉しいですね。また、経営者の方たちは悩みとともに“夢や想い”も抱いておられます。そうした想いを形にできるようしっかりサポートしていきたいと心掛けております」とお話しくれました。大変お忙しい毎日をお過ごしですが筋トレやゴルフで良い汗かいてリフレッシュしているそうです。ますますのご活躍をご期待申し上げます。



頑張ってます!!



『やりがいのある
仕事です』

株式会社 堀内組
安曇野市明科

大倉 美保 さん

昭和4年(1929年)の設立以来、安曇野平を中心に建設土木業を通じて地域及び人々の暮らしを支えてきた(株)堀内組。信州の厳しい寒さに加え近年は夏の酷暑、大雨などの異常気象により、道路や橋などの建造物、山や河川への大きな影響は避けられず、適切な補修や維持管理が欠かせません。堀内組では「建設事業を通じて、地域及び社会の人々と共に」「人材は宝」を2大経営理念に掲げ、現場第一主義を貫き、経験豊富な技術者が確かな仕事を続けています。

今回お話を伺った大倉さん、なんと前職は介護の仕事をされていました。もともと機械や道路建設等に興味があり、偶然、友人のご家族が堀内組に勤めていたので相談したところご縁があって4年前に入社され、現在は施工管理技士として工事の安全、円滑に実施できるよう行政や現場、地元の方々との調整などに取り組まれています。「右も左もわからず入社しましたが、会社の皆さんに支えていただき頑張っています。自然の中での仕事ですから計画通りにいかないこともありますが、とてもやりがいのある仕事です」とお話しくれました。

お休みの日には娘さんと『推し活』で各地のコンサートに行くこともあるとのこと。明るい笑顔に元気をいただきました♪

(中山英也編集委員)

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

70年以上前に作った缶詰が発見！ はたして中身は・・・

食品ロス問題ジャーナリスト 井出留美

コロナ禍で食品を備蓄する人が増えました。自然災害に備えて、飲料水や食料品を備蓄している人も多いでしょう。では入れ替えの時、今まで備蓄していた食品はどうしていますか？

企業や組織、国の機関で保存していた備蓄食品は、賞味期限が迫ってくると入れ替えます。役目を終えたものは企業の防災訓練で使うなど、活用する場合があります。私がフードバンクの広報を務めていたときには、賞味期限が切れる8か月前に入れ替えられた備蓄食品が企業から大量に寄付されていました。企業は、寄付活動をプレスリリースで広く社会に伝えます。「私たちの会社は食品ロスを防ぎ、社会に貢献した」ことをアピールするのです。でも、入れ替え時に捨ててしまう場合も多くあります。総務省の調査では、備蓄食品を入れ替えた国の行政機関のうち、全て廃棄しているのが42%に及ぶとの結果を発表しています(※1)。

これまで政府は、備蓄している災害用備蓄食品を入れ替え時に捨てていました。でも数年前の農林水産省を皮切りに、今ではほぼすべての府省庁が、入れ替えのため役割を終えたものをフードバンクや食料支援団体に寄付するようになりました(※2)。政府の提供品の中には、賞味期限を2か月ほど過ぎた缶詰もあります。賞味期限は、品質が保てなくなる期限ではなく「おいしく食べるための目安」に過ぎません。では缶詰は、実際にどのくらいの期間、安全に食べることができるのでしょうか。

あるテレビ番組で、ツナ缶を製造する食品メーカーの社員が「ツナ缶は、賞味期限が切れている方がおいしい」と話していました。製造してすぐは味がなじんでおらず、長期間たった方が、味がなじんでおいしくなるのだそうです。これを「缶熟」と呼びます。

2022年9月、NHK「あさイチ」に生出演し、食品

保存に詳しい東京農業大学元教授の徳江千代子先生とご一緒しました。徳江先生は、味の濃いものや果物のシロップ漬けの缶詰は15年ほど持つと話していました。71年前に製造された赤飯の缶詰が発見され、検査したところ菌が検出されなかった事例もあります(※3、※4)。

缶詰は缶自体の品質保持期限が3年間なので、賞味期限は「3年」に設定されているものがほとんどです。でも缶詰は真空調理してあります。密閉して加熱殺菌された状態で、中には食品を腐らせる菌がないのです。ただ、外から衝撃が加わったり、穴が開いたり、缶が腐食したりして密閉できなくなると、菌が入ってしまいます。直射日光や高温高湿を避け、冷暗所で保管しましょう。長期保存できる食品として、缶詰は非常にお勧めです。

※1 https://www.soumu.go.jp/main_content/000610240.pdf

※2 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/portal.html

※3 <https://www.nhk-ondemand.jp/goods/G2022118550SA000/index.html>

※4 <https://withnews.jp/article/f0150920001qq000000000000W02j0401qq000012531A>

【筆者紹介】井出留美(いで・るみ) 奈良女子大学食物学科卒、博士(栄養学/女子栄養大学大学院)、修士(農学/東京大学大学院農学生命科学研究科)。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食糧支援での廃棄に衝撃を受け、(株)office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』(幻冬舎新書)、『捨てないパン屋の挑戦』(あかね書房)など著書多数。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート

最低賃金が948円に引き上げられます！

社会保険労務士 上 嶋 宏



10月1日から長野県の最低賃金が1時間あたり908円から948円に引き上げられました。これは過去5年間で最大の引き上げ額です。

このことは、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされた政策によるものです。

この最低賃金制度のポイントは、以下の内容です。

1. 最低賃金とは？

最低賃金法に基づき国が最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

もし、かりに最低賃金より低い賃金を労使双方が合意の上定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

2. 最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその労働者を雇う使用者に適用されます。

ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることで、個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

3. 最低賃金にはどのようなものがありますか？

最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類があります。

地域別最低賃金とは産業や職種に関わらず、すべての労働者と使用者に適用され、都道府県ごとに設定されます。令和5年10月1日以後、長野県は時給948円となります。

4. 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

(3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金）

(4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

(5) 22時以降、翌朝5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

(6) 皆勤手当、通勤手当及び家族手当

5. 最低賃金のチェック方法は？

最低賃金の時間給は、時給、日給、週給、月給その他を問わず、すべての労働者に適用されます。4.に記載した対象賃金額と適用される最低賃金額を、次の方法で比較します。

(1) 時給の場合、今回の改定額、948円以上であること。

(2) 日給の場合、日給を一日の所定労働時間で除した金額が、今回の改定額、948円以上であること。もし、日によって所定労働時間が異なる場合は、一週間における一日平均所定労働時間で日給を除した金額が、今回の改定額、948円以上であること。

(3) 週給の場合、週給を週の所定労働時間で除した金額が、今回の改定額、948円以上であること。もし、週によって所定労働時間数が異なる場合は、四週間における一週平均所定労働時間数で週給を除した金額が、今回の改定額、948円以上であること。

(4) 月給の場合、月給を月の所定労働時間で除した金額が、今回の改定額、948円以上であること。もし、月によって所定労働時間数が異なる場合は、一年間の所定労働時間合計を12で除して一ヶ月平均所定労働時間を求める。この一ヶ月平均所定労働時間で月給を除した金額が、今回の改定額、948円以上であること。

(5) 出来高払制やその他の請負制の場合、その賃金算定期間（賃金締日がある場合賃金締切期間）の出来高払制その他の請負制で計算された賃金総額をこの賃金算定期間における、総労働時間数で除した金額が、今回の改定額、948円以上であること。

以上が最低賃金制度のポイントになります。

今年の引き上げは過去最大の上げ幅となりました。

これにより、全国加重平均額は1004円。政府の目標値1000円に到達しました。

先日のニュースで、2030年代半ばまでに1500円にするという新たな目標が表明されています。そうすると今後もこのような改定が続くものと思われます。以上が、今回の労務レポートになります。ご覧いただき

きありがとうございました。

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5

TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

人ね👍ふるさと!

『赤とんぼフェスティバル
INいくさか』
～4年ぶりの開催！
秋の一大イベント♪～

『赤とんぼフェスティバルINいくさか』は今年で30回目を迎える秋の収穫祭として続く生坂村恒例のイベントです。長年にわたり地域の住民に親しまれてきましたが令和2年～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し開催を見送ってきました。そうした中、今年5月の新型コロナの5類移行に伴い、4年ぶりにようやく開催の運びとなりました。ただ、これまで2日間にわたり開催されてきましたが、復活1年目の今年は1日での開催となります。

このお祭りは住民により組織された実行委員会、各地区、学校や消防、警察、地元の様々な団体などの協力により実施される手作りのお祭りです。今年も地元にも伝わる勇壮な生坂龍翔太鼓の演奏、書道パフォーマンス、中学生による吹奏楽部の演奏など地元団体を中



心としたステージ発表や、小さな子ども向けキャラクターショーとして「おしりたんてい」ショーを行います。また地元特産品を販売するブースも設けられ、名物灰焼きおやきや、おまんじゅう、地場の野菜等の販売を行うとともに企業による健康測定会、啓発活動も実施します。夜には“収穫祝い 花火まつり”として手筒花火や打上花火が行われる予定です。開催日は10月14日(土)、会場は生坂村総合グラウンドとなっております。

地域の人々が自ら楽しみながら運営し、お客様にも喜んでいただき交流を深める中で、豊かな自然と先人が築かれた歴史・文化を伝えるきっかけにもなっている『赤とんぼフェスティバルINいくさか』をこれからも大切にしていきたいと思ひます。

(中山英也編集委員)

夏期特別研修会 報告

「ロシア・ウクライナ戦争と日本の安全保障」

講師；東京大学先端科学技術研究センター講師 小泉悠氏

9月5日(火)、夏期特別研修会を開催いたしました。(会場：松本市駅前会館)

今回の研修会では講師に東京大学先端科学技術研究センター講師の小泉 悠 (こいずみ ゆう) 先生をお招きし、『ロシア・ウクライナ戦争と日本の安全保障』というテーマでお話を伺いました。

ロシアの安全保障の専門家である講師から、昨年2月に始まったロシアのウクライナに対する軍事侵攻について、開戦からこれまでの推移や、この戦争が始まっ

た経緯を歴史的視点、地政学的視点などから解説をしていただき、多くのことを学ぶことができました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。



講師の小泉先生

法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げた冊子を作成し各種研修会などでお配りし、会員企業の皆さんにご活用いただいております。本稿にて現在準備しておりますテキストをご紹介しますので、ご希望のものがございましたら松本法人会事務局(電話:0263-35-8080)までお問い合わせ下さい。

テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

1. 「企業の税務コンプライアンス向上のためにー 「自主点検チェックシート」



企業の内部統制面・経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載されるとともに具体的な点検内容・解説が掲載されております。

【主な内容(確認内容)】

- 社内体制(文書管理等)
- 貸借関係(資産科目、負債・資本科目等)
- 損益関係(各種科目別)等

2. 「会社の決算・申告の実務」

適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算や申告などに関する基本的で重要なテーマを分かりやすくまとめております。

【主な内容】

- 決算申告事務の流れ
- 決算調整
- 申告調整
- 特別な課税と税率
- 申告手続等
- 法人税申告書検討表 等



3. 「税制改正のあらまし」

令和5年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。



【主な内容】

- 法人税関係
- 所得税関係
- 資産税関係
- 消費税関係
- その他
 - ・電子帳簿保存制度の見直し 等

4. 「新設法人のための 会社の税金ガイドブック」



新たに設立された法人を念頭に置き、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明しております。

【主な内容】

- 会社のスタートはまず届出書の提出から
- 確定申告書の提出及び納付はいつまで
- 決算利益と所得金額との関係
- 中小法人のさまざまな優遇制度 等

5. 「源泉所得税実務のポイント」



源泉所得税実務に関するテキスト。

【主な内容】

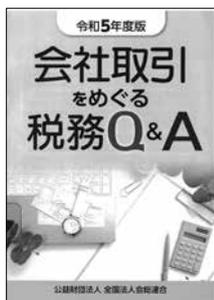
- 給与所得からの源泉徴収
- 退職所得からの源泉徴収
- 支払い報酬・非居住者からの源泉徴収 等

6. 「会社取引をめぐる税務Q&A」

会社の所得に対して課される法人税を中心に、会社の取引をめぐる税金について様々な視点からご紹介しているテキスト。

【主な内容】

- 決算と申告の関係
- 収益の計上と原価の計算
- 資産にかかる税務
- 会社経費と税務



7. 「消費税インボイス～常備資料～」

後期部会税務研修会で使用したテキストです。このほど導入されたインボイス制度の概要から具体的な記載方法、様々な取引場面での対応方法についてまとめております。

【主な内容】

- インボイス制度の概要・記載例
- インボイスに誤りがあったら
- 値引きや返品があったらなど
- ★こちらの冊子は数に限りがございます。なくなり次第終了となりますことをご承願いたします。



お問い合わせは事務局まで(電話：0263-35-8080)

2023 シーズン松本山雅FC主催試合 観戦チケットを抽選でプレゼント!!

J3リーグ松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

- ・チケット(引換券)は会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは3枚ございます。(1名の方にプレゼント)
- ・今回は10月15日 [vs AC長野パルセイロ] から12月2日 [vs 奈良クラブ] のチケットです。

【応募方法】

- ①お名前 ②企業名 ③ご連絡先(住所・電話番号)
 - ④ご希望される試合
- ※お一人様1試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

前記4項目をご記入の上、法人会事務局にFAX(36-0839)で、10月6日(金)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J3リーグ31節	10月15日(日)	AC長野パルセイロ	13:00
J3リーグ34節	11月5日(日)	ギラヴァンツ北九州	14:00
J3リーグ36節	11月18日(土)	Y.S.C.C.横浜	14:00
J3リーグ38節	12月2日(土)	奈良クラブ	14:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話：0263-35-8080)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!



Business Guard



AIG損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

 会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償

「消費税申告一声運動実施中」



地震災害の
リスクをガード

法人会の ハイパー任意労災

 政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーペック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。
この広告は保険の概要をご説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

松本支店

〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



(22-073001)

10月の予定

2日部会長と組織委員・厚生委員との連絡会議 3日税制委員会グループ会議、租税教室（菅野小学校） 6日厚生委員会 12日新設法人説明会 13日10月役員会、県連女性部合同例会 16日大規模法人税務研修会 18日法人会全国大会（群馬大会） 23日決算説明会（塩尻会場） 24日研修委員会 25日決算説明会（松本会場） 26日総務委員会

決算説明会

（法人税・消費税の説明会 / 9月決算法人対象）

塩尻会場 10月23日(月) 午後2時より
市民交流センターえんぱーく4F
会議室401

松本会場 10月25日(水) 午後2時より
松本市駅前会館4F 大会議室

※座席間距離確保、室内換気等に留意し会場設営を行います。参加者におかれましても新型コロナウイルス感染予防のため、当日、体調不良、発熱症状がある場合はご参加をご遠慮ください。

大規模法人税務研修会のご案内

「大規模法人が留意すべき点（令和5年度税制改正など）」

本年度も資本金5千万円以上の会員企業を主な対象とした税務研修会を企画いたしましたので、この機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

日時 10月16日(月) 午後2時～3時30分

会場 松本市駅前会館 4階大会議室

講師 松本税務署 担当官

受講料 無料

お申込 松本法人会事務局まで（TEL0263-35-8080）

お願い 資料・会場準備の都合上、参加希望の方は必ず事前にお申込いただきますようお願い申し上げます。

※座席間距離確保、室内換気等に留意し会場設営を行います。参加者におかれましても新型コロナウイルス感染予防のため、当日、体調不良、発熱症状がある場合はご参加をご遠慮ください。

松本法人会の全ての
会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください “法人会やまびこ運動”ご協力のお願い

新規会員獲得を目指し、5月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。大変厳しい状況下ではございますが、社会を支える『税』に携わる団体としてこれからも精力的に活動を続けていくために、1社でも多くの方々にご入会いただくことを目指し、会員企業の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただくこの活動が8年目を迎えています。

ご案内の通り、11月末日までを一つの区切りに実施してまいりますので、どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。



「法人会やまびこ運動」って何？

- ☆会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいている方に当会から入会のお勧めをする運動です。
- ☆ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。
- ☆今月号折込のオレンジ色のチラシ裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。情報提供者様としっかりと連絡を取り合い、ご迷惑をおかけしないように勧奨活動を進めます。

大変厳しい状況下ではございますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。

※詳しくは事務局までお問い合わせ願います ☎0263-35-8080

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラスト
MP3
デジタルカメラ
デジタル写真機
手書きのイラスト
素材を組み合わせて
自社HPから

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

株式会社 南安精工

時計屋復刻堂



オリジナルウォッチの製造・販売
各種時計の修理・電池交換も承ります

〒399-8205 安曇野市豊科2300-1
株式会社南安精工内
☎ 0263-73-5581
<https://www.fukokudo.com/>



「あづみ野 COCORO カフェ」(安曇野市)



生活にゆとりのない子育て世帯を支援するイベントが開かれました。安曇野調理師会会員が作ったコロッケとキーマカレーのお弁当200食が参加者にふるまわれました。市民や学生ボランティアの方々との交流の時間もあり、楽しい!おいしい!子ども達の笑顔があふれる一日でした。

(忠地恵子広報副委員長)

川柳コーナー

ふるさとに

秋を告げます

そば祭り

昇格を

目指す雷鳥

正念場

虫たちの

歌声まねる

愛娘

新米

あ тогоき

長く暑い日が続きましたが、朝晩には涼しさを感じるようになりました。季節は気付かないうちに秋へと近づいているのです。店頭には栗やぶどう、りんご等、秋の実りであふれています。もう「あれ」は召し上がりましたか? 秋の味覚の王者「松茸」です。新米との相性は最高です。しかしながら小雨、高温の為か不作のようで、初競りでは1kg数十万円の高値が付いたそうで高嶺の花、手が届きません。

国産品にお目にかかりにくい今年ですが、ブータン産松茸が話題となつています。高地冷涼な気候が松茸の生育に適しており、味、香りはもちろん形も国産のものと同色なしで何よりお値段格安とのこと。ブータンといえば素敵な国王夫妻がいらつしやるはるか遠くの「幸せの国」くらいの認識しか持たない私ですが、季節の味を共有してなんだか親しみを感じます。外国産に頼らざるを得ない食品をたくさん必要としている日本です。世界中に食糧が滞ることなく、空腹のない生活ができますようお願いいたします。(忠地)

(本号編集委員)
忠地恵子
中山英也



個人情報取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社